

専門医にゆーす No. 2

中央資格認定委員会
委員長 松浦信夫

小児科専門医へ登録のお願い

平成 14 年 4 月 18 日の日本小児科学会通常総会におきまして、日本小児科学会認定医制度は小児科専門医制度に移行しました。この移行によって、平成 13 年以前からの日本小児科学会認定医は自動的に平成 14 年 4 月 18 日に専門医に読替えられました。その具体的な対応は、日本小児科学会雑誌 106 巻 6 号、認定医にゆーす No.1 でお知らせした通りです。しかし、国の「医道に対する広告規制の緩和」の方針により、平成 14 年 4 月 1 日厚生労働大臣告示によって専門医の広告が可能になりました。広告可能な条件として 9 項目が提示されましたが、小児科専門医に関しては研修期間 4 年がこの条件に抵触し、このままでは広告が出来ないことが指摘されました。

平成 15 年 4 月 24 日に開催された日本小児科学会通常総会におきまして、小児科専門医制度に関する規則変更案が可決され、一度読替えられた専門医は再度認定医に戻ることになりました。認定医から専門医に移行するためには、次の手続きが必要ですので、移行申請を急いで行っていただきますようご案内いたします。移行申請の方法、様式は総ての認定医に通知文と共に郵送されますが以下の点にご注意下さい。

1. 小児科認定医に承認された以降の職歴、研修歴など別紙書式 A を添付して地区資格認定委員会に申請する。この対象は既に更新免除の先生にも適応されます。

上記移行申請の費用は不要で、承認され次第新しい専門医認定証をお送りいたします。

2. この規則改正に伴い更新制度を含め幾つか重要な変更点がありますので、先の『専門医にゆーす 1』に書きましたように、遺漏のない様に対応して下さい。

- 1) 小児科学会認定医の先生には移行申請の通知が発送されます。ただし、現在認定期限の切れている先生には発送されません。通知の届かない先生は認定期限が切れている可能性がありますので、ご確認の上、至急更新してください。

- 2) 更新遅れが連続 2 回になると資格を喪失します。

従来は更新遅れは最高 4 年半まで認められ、回数にも制限がかけられていませんでした。その結果、事務的にも大変混乱しているのが現状です。専門医制度に移行後は、平成 16 年以降、更新遅れは 2 年までとして、次の 3 年以内に必要な単位を取得しなかった人、すなわち 2 回続けて更新遅れになった人の資格は喪失します。

現在更新遅れの先生は速やかに更新手続きを行って下さい。

- 3) 平成 20 年から、更新免除の対象年齢が 70 歳に引き上げられます。

70 歳に達した専門医、または 70 歳に達した日以降に専門医の認定を受けた先生は、研修記録簿のコピー、手数料を添えて更新免除の手続きを行うことになります。

- 4) 学会費未納などで退会による資格喪失は再入会、再登録申請が必要になります。

従来資格喪失した場合、再入会した後、自動的に資格が復活していましたが、今後は再登録の手続きが必要になります。

- 5) 平成 15 年 9 月の更新から更新手数料は 5,000 円から 20,000 円になります。

- 6) 専門医の研修に関しては昨年改正された規則の通りで変更はありません。

以上、専門医制移行に伴う注意点の主なものを書きました。総て自己責任のもとで事務処理が行われます。せっかくの資格を無くさないようくれぐれも注意して下さい。

*平成 14 年以降、認定医試験に合格・登録された認定医の専門医移行手続きについては、「専門医にゆーす No.3」でお知らせします。
